

日本共産党 木佐木 大助の 山口県議会通信

2024-4/9
No.559



再質問…介護報酬改定

介護報酬の改定について再質問を行う。

昨年の「訪問介護事業者」の倒産は、過去最多を大幅に上回る67件にのぼっている。

このまま訪問介護の報酬引き下げが進めば、特に中山間地の小規模な「訪問介護事業者」は、倒産・廃業を余儀なくされ、介護難民を生み出すことになりかねない。

訪問介護の報酬引き下げに対し、「国に見直し・再検討を求め」ことは、県の責任と考えるが、見解を求め。

しかし、赤旗編集部が厚労省から入手した「同調査結果資料」によると、訪問介護事業所のうち収支差率が「0%未満」が36.7%もあることが判明した。この比率からすると、県内でも赤字の訪問介護事業所が3分の1以上ある可能性がある。

訪問介護の基本報酬が引き下げられれば、事業継続が困難になる事業所が生まれるのではないかと、訪問介護の基本報酬引き下げは、撤回を求めるときの。それぞれお尋ねする。④

介護保険制度についてお尋ねする。
介護保険の第9期事業計画が、新年度からスタートする。

今回の改定に当たり、政府が目指した利用料の2割、3割負担の対象拡大や、要介護の生活支援サービス等の総合事業移行などの改悪に対しては反対意見が相次ぎ、見送られたが問題は山積している。

第9期の保険料算定に当たっては、「基本的な考え方」として、各町もこの「基本的な考え方」に沿った対応をして、「保険料の据え置き、軽減に努力すべき」と考えるが、見解を求め。③

介護保険会計には、「介護給付費準備基金」が設けられ、市町が各年度の剰余金を積み立てた総額は、二〇二一年度末時点で122億円にも達していた。

同「基金」については、国も最終年度の残額は次期保険料を見込みに当たり、取り崩すことを「基本的な考え方」としている。

第9期の保険料に関し：
国は現在「低所得者の保険料軽減に充当」されている「公費」約382億円を削減し、その分を「高齢者の保険料負担」に置き換えた。
一方、現行「9段階」の標準段階を「13段階」まで拡大し、上乘せされた「10〜13段階」について、乗率を「1.9〜2.4倍」に引き上げ、その分を低所得者軽減に充てる、という見直しを行っている。

国庫負担を削減するために、「国民の負担を増やす改悪そのもの」ではないか。何う。②

批判にさらされる 介護料引き上げ案

上野千鶴子氏が語る
2024年度介護保険改定案の問題点



介護の教科書

福祉とくらし切り捨てて…大軍拡予算は5年で43兆円

1つは、介護保険料の問題だ。
介護保険がスタートした二〇〇〇年の「保険料平均基準月額」は2911円だったが、今年度は6014円と、2倍にもなっている。
一方で「年金平均受給月額」は…同年の17万5865円から、二〇一九年は14万4268円と、3万1597円（18%）も減っている。
年金に頼る高齢者にとっては、大変な負担増になるのではないかと、見解を伺う。①

国民に負担押し付け…国庫負担の軽減



国吉・健康福祉部長の…答弁要旨

①②…介護保険料や介護報酬などの介護保険制度については、「その給付と負担の在り方」を含め、国の責任において十分な議論の下、制度設計されるべきものと認識している。

この制度の下、具体的な介護保険料の設定については、次期介護保険事業計画の中で、保険給付に要する費用等を見込んだ上で、保険者である市町において行われるものと考えている。

③④…このたびの介護報酬の改定については、国において十分審議・検討した上で示されたものと認識しており、このうち訪問介護については、基本報酬が見直される一方で、処遇改善加算は高い加算率が設定されている。

県としては、管理者向けの研修、専門的な相談員の派遣等を通じて、こうした加算制度の周知や助言を行い、引き続き事業者の支援に努めていくこととしており、個別の介護サービスに係る報酬について国に要望することは考えていない。

《再質問に対する答弁》

先ほども答弁したとおり、介護報酬などの介護保険制度については、その給付と負担の在り方を含め、「国の責任において十分な議論の下、制度設計されるべき」ものと認識しており、県としては、個別の介護サービスに係る報酬等について、国に見直し等を求めることは考えていない。

介護報酬の改定・改悪

2つは、介護報酬の改定だ。
厚労省は、同省が実施した「二〇二三年度介護事業経営実態調査」で、全介護サービス平均の収支差率（利益率）が2.4%なのに比べ、訪問介護の平均収支差率は7.8%と高いことをあげて、資料②のように訪問介護の基本報酬を2〜3%引き下げること計画している。

資料②…ホームヘルパーの報酬引き下げ（単位：円）

身体介護	現行	改定後	増減	増減率
20分未満	167	163	-4	-2.40%
20分以上30分未満	250	244	-6	-2.40%
30分以上1時間未満	396	387	-9	-2.27%
1時間以上	579	567	-12	-2.07%
以降30分を増すごとに算定	84	82	-2	-2.38%

生活援助	現行	改定後	増減	増減率
20分以上45分未満	183	179	-4	-2.19%
45分以上	225	220	-5	-2.22%
身体介護に引き続き生活援助を行った場合	67	65	-2	-2.99%